

○第五建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都
①洪水時における河川管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難勧告に直結する氾濫危険情報等を直接区市町村長へ伝達できる仕組みを平成30年出水期に構築する。(ホットメールの構築)	現状と課題 ・区内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・区市町村内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・区内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていないが、洪水予報河川のうち芝川・新芝川の浸水予想区域に含まれている。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・区内に都管理の洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。			・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・区長による避難勧告等の確実・迅速な発令を支援するため、区長に対し直接防災情報を提供することを検討する必要がある。
		今後の具体的な取組		・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。		・区と調整し、防災情報を区長に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。(建設局)		
B 洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川において、避難勧告等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難勧告部署等へ伝達できる仕組みを検討する。(避難勧告等の発令判断の支援)	現状と課題 ・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都が発信する防災情報は防災担当部署がFAX及びメールで受信している。			・水防災総合情報システムをととし、水位計や雨量計の情報を区に提供している。(建設局) ・区防災担当部署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援をさらに行っていく必要がある。(建設局)
	今後の具体的な取組	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断ができる防災情報を防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・区市町村と調整し、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(建設局)
②避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水時における避難勧告などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	現状と課題 ・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川がないためタイムライン作成の予定はない。	タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・中川のタイムライン作成を検討している。 ・多機関連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討する必要がある。 ・想定浸水が浅いため避難勧告等の必要性を検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・内水氾濫を対象としたタイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する避難準備、避難のための立ち退き勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該区長に代わって実施する。(総務局)
		今後の具体的な取組	・特になし	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・多機関連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討し必要に応じて作成していく。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。	・「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」のふり返しを行い、外水氾濫を対象としたタイムラインの実効性を高めることから取組んでいく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。	・避難勧告着目型タイムラインの作成について既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区の取組を支援していく。(建設局、総務局)
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水情報の提供	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を検討する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川について情報共有する。 ※水害危険性の周知平常時における浸水想定情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。	現状と課題 ・区内の都管理河川において洪水が想定されている河川はないが、洪水情報や避難情報については、区ホームページやメール等を活用して、速やかに区民に情報提供する。 ・隅田川(水害危険性の周知を行う河川)は、浸水予想区域図(内水のみ)に基づきハザードマップを作成し、公表している。	・避難の勧告を発令する場合は、防災行政無線、防災車、区職員・消防団員等による巡視等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・伝達方法としては、上記以外に、インターネット(ホームページ、江東区防災関連ツイッター、登録制メール)、ケーブルテレビ、コミュニティFM放送、その他あらゆる方法を使って伝達する。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・情報の伝達は、防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)・緊急速報メール(softbank、KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J:COM東葛葛飾、NHK総合テレビのデータ放送で行っている。	・防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、FMなどがわ、えどがわメールニュース、江戸川区公式ツイッター、江戸川区公式フェイスブック、ケーブルテレビ、区公式HP等、伝達手段の多重化を図っている。 ・防災行政無線の放送は気象条件や周辺環境に影響されやすいため、地域によって聞き取りにくい場合がある。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を防災情報提供システムで提供している。		・東京都水防計画にて洪水予報、水位周知河川に指定した河川を記載している。(建設局) ・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」で公開している。(建設局) ・来日外国人向けの情報や外出時での情報収集に課題がある。(建設局)
		今後の具体的な取組	・引き続き、ハザードマップにより浸水予想を周知する。 ・区内の都管理河川において、河川水位や河川監視カメラが設置された場合は、区ホームページ等で情報を公開していく。	・各種媒体を活用し、防災行政無線子局の整備、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・情報収集方法について、出前講座や広報誌等で周知を図っていく。 ・より多くの聴覚・視覚障害者や要配慮者利用施設等に、電話・FAXで直接避難情報を伝達できるように、登録件数を増やせるように取り組む。	・河川情報の確認方法や提供元についてはハザードマップや「くらしの便利帳」に掲載しているため、水害時に活用してもらえるよう区民に周知していく。 ・防災行政無線のデジタル化を進め、難聴地域を減らしていく。	・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や、防災情報提供システムで提供している流域雨量指数の予測値を活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。	・外国人対応や外出先での情報収集ができるよう「東京都水防災総合情報システム」の改修を検討していく。(建設局)

○第五建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都
④隣接区市町村等への避難体制の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水予想区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。 	現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップで内水時の水害時避難場所を公表している。 ・区内の都管理河川において洪水の想定はないが、江東5区などで、隣接区との情報共有体制を構築中である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内水氾濫について垂直避難を想定していることから、隣接区市町村への避難等は計画していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区においては「特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定」を交わしている。 ・浸水域外への広域避難を原則とする。 ・危険が逼迫し広域避難が困難となった場合は待避施設、地域防災拠点へ避難する。(区内:大島小松川公園、葛西南部地区、区外:国府台) ・自区内の屋内施設に収容しきれない。 ・広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。 ・避難経路、避難方法が定まっていない。 			<ul style="list-style-type: none"> ・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表するなど自治体が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・区が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)
		今後の具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ハザードマップで水害時避難場所を周知する。 ・引き続き、荒川の洪水を想定した江東5区広域避難推進協議会において、広域避難先の確保について検討を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等の情報共有など隣接区、隣接県等と連携を図っていく。 		<ul style="list-style-type: none"> ・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局) 	
⑤要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図や浸水予想区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 	現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・区内の都管理河川において洪水が想定されている河川はないが、荒川の浸水想定区域内において、避難確保計画の作成を確認が必要な状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していく必要がある。 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設や地下街等において、避難確保・浸水防止計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画を作成すべき要配慮者利用施設が整理されていない。 ・地域防災計画に定めた地下街等については避難確保、浸水防止計画が作成されている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・区に対して、技術的助言を行う必要がある。(建設局) ・区に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・区地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁) ・所管する私立学校及び区私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局)
		今後の具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成が必要な要配慮施設について、その作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の施設類型ごとに、留意するべきことを記載した避難確保計画の雛形を作成する。 ・避難確保計画の作成や避難訓練の実施に向けた説明会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設を整理して地域防災計画に定める。 ・避難確保計画の作成にあたり、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が参考にできるひな形を作成する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・区に対して、技術的助言を行っていく。(建設局) ・引き続き、区に対して、情報提供を行い支援していく。 ・区と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁) ・区と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局) ・必要に応じ、所管する私立学校及び区私立学校所管部局への更なる周知を行う。(生活文化局) 	

○第五建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	
①想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び洪水浸水予想区域図の作成状況(公表予定)を共有する。	現状と課題						・東海豪雨規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)	
		今後の具体的な取組						・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
②水害ハザードマップの作成、改良と周知	・洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を基に水害ハザードマップの作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	現状と課題	・区内の都管理河川においては洪水による浸水予想区域外である。 ・内水による浸水予想区域図は、荒川の浸水想定区域図とあわせてハザードマップを作成している。 ・作成時の全戸配付、区役所及び出張所窓口での随時配布、区ホームページでの公表により周知している。 ・ハザードマップ(荒川浸水想定区域図、隅田川及び新河岸川浸水予想区域図、江東内部河川浸水予想区域図)の主な掲載項目は次のとおり(避難施設、洪水予報等の伝達方法、避難勧告に関すること、水害に備えた心構え、水害時危険箇所等)	・江東内部河川については、氾濫による浸水被害は想定されていない(東京都建設局の浸水予想区域図より)なお、大雨浸水ハザードマップについては、インターネットでの公開、窓口での配布、防災講話等により住民への周知を図っている。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 ・転入者に配布している。 ・作成時には、全戸配布をした。 ・出前講座や防災訓練時に配布している。	・ハザードマップはHPで公開しており周知を図っている。 ・洪水や高潮の浸水想定区域図の公表に伴い、内水も含めた水害ハザードマップを見直すこととしている。 ・住民が理解しやすく、確実な避難へつなげる表現方法を検討する必要がある。			・浸水予想区域図等を作成し、公表するなど、区市町村が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局) ・自治体が作成するハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)
		今後の具体的な取組	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、検討していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・簡潔で分かりやすい内容であり、住民の避難行動を促すハザードマップを作成する。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)
③まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	現状と課題	・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組(準取組)として、昭和34年から設置している水準標により、本区の地理的特性を普及啓発している。	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。 ・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。 ・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく必要がある。	・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、小中学校の校舎や公園、堤防などに潮位表示板を設置している。			・国からの情報を区へ提供し、支援している。(建設局)	
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組事例を参考に必要性等を検討していく。	・ハザードマップ等により、本区の地理的特性を普及啓発する。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 ・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく。	・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設や電柱を中心に看板の設置を検討していく。			・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、支援していく。(建設局)
④浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ周知する方法について検討する。	現状と課題	・窓口及び電話対応で浸水実績を周知している。	・ホームページや窓口で公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページで浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。			・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	
		今後の具体的な取組	・区ホームページでの浸水実績の公表を検討する。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・引き続き、ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介していく。			・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)
⑤住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	現状と課題	・区内の都管理河川において洪水が想定されている河川はないが、関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	水防訓練の中で、関係機関が連携した訓練を実施している。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・区内の一部の町会で地震を想定した住民の避難訓練を実施している。		・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)には参加していない。 ・避難勧告等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・区が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	
		今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、区ホームページでの掲載を促進することにより、より多くの住民が参加できる訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・引き続き、区が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)
⑥防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討する。	現状と課題	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・副読本や立体地形図により、区の地理的特徴と水害に弱い地域であることを学習している。	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・総合学習の中で風水害に係る防災教育を実施している。		・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局)	
		今後の具体的な取組	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の充実を検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・小中学校の総合学習の中で防災教育を継続していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・新学習指導要領について、平成30年度末までに国の支援により作成されることとなっている指導計画を各学校に周知する。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行っていく。(教育庁)

○第五建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都
①水位計、河川監視用カメラの整備	<ul style="list-style-type: none"> 国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 水位計(危機管理型を含む。)、河川監視用カメラの配置について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都が隅田水門に水位計を設置しているため、これらの水位を必要に応じて確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 			<ul style="list-style-type: none"> 水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。(建設局) 水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。(建設局)
		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、既に設置されている水位計を活用していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位計、河川監視用カメラの設置について検討していく。 			<ul style="list-style-type: none"> 水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。(建設局) 水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討する。(建設局)

○第五建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

2)的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都
①水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	・河川整備の進捗状況等を踏まえて、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検の実施について確認する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	現状と課題 ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。 ・水防倉庫等に土のう、スコップ等の資器材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。			・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)
		今後の具体的な取組 ・引き続き、出水期前に建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。		
②水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練となるよう検討する。	現状と課題 ・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・消防団及び各水防関係機関の連携を強化し、水防態勢の万全を図る目的で水防訓練を実施している。			・建設事務所に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・防災対策基本法に基づいて風水害訓練を多摩地域と連携して実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)
		今後の具体的な取組 ・引き続き、関係機関と連携した水防訓練を実施していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年継続して水防訓練を実施していく。			・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。
③水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題 ・毎年出水期前に区報で水害対策啓発の記事を掲載している。 ・防災フェア等で水害対策の啓発活動をしている。 ・区ホームページや区報等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・資機材の供給や優良消防団員の表彰等を通じて消防団の活動を支援し、さらにホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・あらゆる機会を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じた広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区に依頼し、区の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)
		今後の具体的な取組 ・引き続き、区報等を通じて啓発活動を実施していく。 ・引き続き、区ホームページや区報等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、消防団の活動を支援し、ホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じた広報等を展開していく。(建設局、総務局)
④水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討	現状と課題 ・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化している。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・水防訓練等の機会を通じて消防団間の連携、協力体制を強化している。			連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局)
		今後の具体的な取組 ・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。 若い世代を将来の地域防災の担い手として確保するため、大学等と入団促進活動を定例化できるよう協議するとともに、消防少年団員についても積極的な入団促進を図っていく。	・引き続き、水防訓練等の機会を通じて消防団間の連携、協力体制を強化していく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局)

区市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

①災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討する。	現状と課題 ・区内の都管理河川において洪水が想定されている河川はないが、荒川洪水浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・洪水時の情報は、FAXや無線等を活用して伝達している。	・災害拠点病院の立地状況を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置づける必要がある。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・洪水時の情報をFAX等で伝達している。	・内水も含めた浸水想定区域内の医療施設について、要配慮者利用施設として地域防災計画への位置付けを検討している。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)
		今後の具体的な取組 ・今後も迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)
②洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題 ・水害時には地下駐車場の出入口に、止水板(防潮板)を設置することとしている。	・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。 ・自家発電機等の耐水化を検討している。 ・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・本庁舎については浸水深以上の2階に非常用電源を確保している。 ・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討している。			・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。(各局) ・自家発電機等の耐水化を検討している。(各局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局)
		今後の具体的な取組 ・地下駐車場の出入口に加えて、区役所1階の出入口にも止水板(防潮板)を設置する体制を整備する。(平成31年度予定)	・耐水化等の対策を検討していく。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・引き続き、小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局)

○第五建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

3) 氾濫水の排水に関する取組

氾濫水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都
①排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。	現状と課題 ・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。			・建設事務所に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・ポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(下水道局)
		今後の具体的な取組 ・引き続き、排水ポンプ等の資機材を配備する。	・配備している資機材について定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する。	・配備している資機材について定期的に点検し、維持管理していく。			・引き続き、ポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(下水道局)

○第五建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

4)その他の取組

その他の事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容		墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都
①堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。	現状と課題							・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局)
		体今後的な取組							・着実に河川整備を進めていく。(建設局)
②樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有し、必要に応じて技術的助言を実施する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。	現状と課題							・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局)
		今後の具体的な取組							・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)
③水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題							
		体今後的な取組							・防災、安全交付金について国へ要望し、水防災意識社会再構築の取組を支援していく。(建設局)
④災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。		・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)
		今後の具体的な取組	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを作成する予定。		・引続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)
⑤災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はないが、DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・区にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区に対してDISの利用方法等を支援している。(総務局)
		体今後的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)
⑥地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題							・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・平成29年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。
		今後の具体的な取組							・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。